

## 富山県児童相談所等機能強化基本計画（素案）の概要

児童相談所の機能	現状と課題	基本計画（素案）の概要
児童虐待対応・防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所は県内 2 か所体制 (富山・高岡)</li> <li>富山児童相談所は築40年経過し、老朽化・狭隘化</li> <li>高岡児童相談所は、R4.4に移転改築</li> <li>児童福祉司、児童心理司を計画的に増員し、人員体制を強化</li> <li>各児童相談所に警察官OBを 1 名配置（他県では32道県が現職警察官を配置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止体制総合強化プランに基づく児童心理司の増員</li> <li>一時保護所の第三者評価を見据えた児童相談所一時保護所の人員体制の充実</li> <li>児童相談所職員の資質向上のための研修体系の構築</li> <li>児童相談所及び児童養護施設等関係機関におけるオンラインを活用した会議やケースワークの実施のための環境整備</li> <li>入所措置及び解除等を行う場合の子どもの意見を聴取するための仕組みの整備</li> <li>児童相談所への現役警察官の配置を推進</li> <li>学校との連携強化のための児童相談所の体制強化</li> </ul>
市町村との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村要保護児童対策地域協議会</li> <li>全市町村のケース会議に児童相談所が参加</li> <li>富山県では富山市から 2 名の研修派遣を受け入れ (H18.4~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法の改正を見据えたこども家庭センターの設置促進及び効果的な運営のための研修の実施などの支援の充実</li> <li>ニーズがある市町村と児童相談所との人事交流の実施</li> </ul>
児童の医学的診断・ケア	<p>【富山児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医 6 名 (小児科 2 、精神科 4 )</li> <li>中央病院兼務医師 2 名 (小児科 1 、精神科 1 )</li> <li>精神科医による子どもや親へのカウンセリングを実施</li> </ul> <p>【高岡児童相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医 8 名 (小児科 4 、精神科 4 )</li> <li>精神科医による子どもや親へのカウンセリングを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援を含めて対応していただける医師の確保・充実</li> <li>ケースワークへの嘱託（兼務）医師の参加による情報共有と定期的な医学的知見の聴取</li> </ul>
里親登録・里親支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親養育総括支援（フォスタークリーニング）を乳児院の指定管理者である日赤富山県支部に委託して実施</li> <li>里親リクルーターを乳児院に配置 (R2.4~)</li> <li>登録里親数 (R4.4) : 95世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所における里親支援担当職員を中心とした専門的・技術的支援の充実</li> <li>里親同士が交流できる機会の確保</li> <li>里親支援に関わる児童相談所職員、里親支援機関、里親支援専門相談員の連携強化</li> <li>里親支援センターの設置を見据えた里親支援機関の相談支援体制の充実</li> </ul>
法的対応（訴訟等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>各児童相談所に顧問弁護士を配置し、随時相談</li> <li>児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所への申立てにあたり、社会福祉審議会措置審査部会の意見を聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所顧問弁護士に随時相談できる体制の確保・充実</li> <li>訴訟手続等のマニュアル作成等による職員の負担軽減</li> </ul>
児童養護施設への入所措置・措置児童支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設： 3 か所 (富山市 2 、高岡市 1 )</li> <li>ファミリーホーム、乳児院、自立援助ホーム、児童自立支援施設は県内に各 1 か所 (R4.3 ファミリーホーム閉所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所後における施設、児童相談所及び児童相談所嘱託（兼務）医との定期的な情報共有の機会の確保</li> <li>保護者支援強化のための研修の充実</li> <li>里親によるファミリーホーム設置への支援</li> <li>児童養護施設の小規模化、地域分散化、多機能化への支援</li> </ul>
DVを含む家庭相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談センター H20.12移転改築（築12年）、富山西警察署に隣接</li> <li>児童虐待防止コーディネーターを配置 (R2.4~)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DVと児童虐待が併存するケースについて、合同ケース会議の開催等による連携強化や、実践的な研修の実施による相談対応力の向上</li> <li>市町村要保護児童対策地域協議会への女性相談センターの参加による市町村との連携強化</li> </ul>
非行相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年サポートセンター 県警本部、東部分室（富山市）、西部分室（高岡市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年サポートセンターだけでは対応が難しいケースに対応するため、児童相談所への併設を含めた関係機関との連携強化</li> </ul>
児童心理治療施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の設置なし</li> <li>既存の入所施設である児童養護施設等やリハ病等の医療施設の状況や意見、児童精神科医の確保の見通しに加え、医療機関における児童精神科の充実の観点も含め、総合的に判断が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが安心して保護される場の確保が必要であり、虐待を受けた子どもの心のケアを適切に行うため、児童心理治療施設を設置</li> <li>立地については、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに隣接する県有地で整備</li> <li>入所児童に対する学びの場の確保</li> </ul>
富山児童相談所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所は県内 2 か所体制 (富山・高岡)</li> <li>富山児童相談所は築40年経過し、老朽化・狭隘化</li> <li>高岡児童相談所は、R4.4に移転改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富山児童相談所育成総合支援センター（仮称）、養育・援助センター（仮称）の整備</li> </ul>